

那須町一般廃棄物処理基本計画（案） 概要

1. 計画の改訂にあたって

1.1 計画の位置づけ

- 那須町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づいて策定するものです。
- 本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなっており、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、一般廃棄物に係る施策や生活排水処理に関する施策を、中長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- 町では、平成29年3月に前計画を策定しています。また、ごみ収集車両や施設更新、収集運搬体制の変更（クリーンステーション那須を経由する方式から直接広域クリーンセンター大田原に搬入する方式への変更）をするため、令和6年3月に計画の一部の見直しを行っています。
- 「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成2年10月）では、目標年度を10～15年程度としていることから、本計画の計画期間を令和8年度～令和17年度の10年間とし、計画目標年度を令和17年度、中間目標年度を令和12年度とします。



図1 計画期間と計画目標年度

1.2 社会情勢等

1.2.1 国の動向

- 国は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）に取り組んでいます。
- 「廃棄物処理法」第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物処理法に基づく基本方針」（令和7年2月18日）において、一般廃棄物の減量化目標を設定し、令和12年度を目標年度として進めいくものとされています。

表1 廃棄物処理法に基づく基本方針に示された一般廃棄物の主な数値目標

指標	数値目標
一般廃棄物の排出量 ^{※1}	令和4年度と比較し、令和12年度において約9%削減
出口側の循環利用率 ^{※2}	令和12年度において約26%（令和4年度は約20%）
1人1日当たりのごみ焼却量 ^{※3}	令和12年度において約580g（令和4年度は679g）
最終処分量 ^{※4}	令和4年度と比較し、令和12年度において約5%削減

※1：家庭や事業所から排出される廃棄物の総排出量（集団回収量含む）

※2：経済活動で使用された資源のうち、一般・産業廃棄物として排出された後に再利用される資源の割合

※3：一般廃棄物焼却施設で焼却される可燃物の総量を、地域の人口で割り、さらに年間日数で除した数値

※4：直接最終処分量（海洋投入含む）+焼却残渣量+焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量

- ・「循環基本法」（平成 12 年）第 15 条第 1 項に基づき、循環経済への移行による循環型社会の形成という視点で、令和 6 年 8 月に「第五次循環基本計画」が策定されました。第四次循環基本計画において設定されていた指標のうち、一般廃棄物処理基本計画に直接関係していた「1 人 1 日当たりのごみ排出量」、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」などの指標は設定から除外され、「1 人 1 日当たりのごみ焼却量」が新たに設定されました。

表 2 第五次循環基本計画の数値目標

指標	数値目標
1人1日当たりごみ焼却量	令和12（2030）年度において、約580g

- ・「食品ロス削減推進法」が令和元年 10 月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。
- ・「プラスチック資源循環戦略」が令和元年 5 月に策定され、令和 4 年 4 月には「プラスチック資源循環促進法」が施行され、プラスチックごみの削減が求められています。

1. 2. 2 県の動向

- ・栃木県では、「栃木県資源循環推進計画」を令和 3 年 3 月に策定し、これまでの取組をさらに進めるとともに、循環型社会の実現に向けた施策を計画的に進め、今年度見直しを行い、次期計画の検討を行っています。

1. 3 町の現状と課題

- ・町のごみ総排出量、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、令和 2（2020）年度以降増加傾向にあります。
- ・町においては事業系ごみの占める割合が栃木県平均と比較して高く、家庭系ごみの取組は着実に進んでいると考えられることから、事業系ごみの対策を重点的に行うことが効果的であると考えられます。特に、観光地である本町では、観光客が排出するごみも多く発生するため、観光分野との連携による施策が重要と考えられます。

表 3 町および栃木県における事業系ごみの割合の推移

(那須町)							
No.	項目	R2	R3	R4	R5	R6	平均
1	排出量(計画収集量+直接搬入量) (t/年)	9,537	9,617	10,231	10,039	10,261	
2	事業系ごみ(資源物を除く) (t/年)	4,316	4,522	5,091	5,069	5,299	
3	排出量に占める事業系ごみ(資源物を除く)の割合 (%)	45%	47%	50%	50%	52%	49%

(栃木県)							
No.	項目	R2	R3	R4	R5	R6	平均
4	排出量(計画収集量+直接搬入量) (t/年)	644,959	632,335	615,621	594,349	-	
5	事業系ごみ(資源物を除く) (t/年)	155,891	157,607	154,998	154,220	-	
6	排出量に占める事業系ごみ(資源物を除く)の割合 (%)	24%	25%	25%	26%	-	25%

- ・社会経済情勢の変化への対応として、高齢化社会への対応（高齢化率は、県 30.7%、本町 43.9%、令和 6 年度）、プラスチックの資源化、食品ロス削減、リチウムイオン電池の適正処理等が求められています。

2. ごみ処理基本計画の基本目標

2.1 基本目標

- ・上位計画である「第8次那須町振興計画」では、基本目標の一つとして「自然とともに暮らすまち」を掲げ、目指すべき方向として、限りある資源やエネルギーを有効活用し、再利用や再生利用を行う循環型社会づくりに取り組むこと、ごみの減量化を図るため、生ごみ等の発生抑制や資源物の分別の徹底により資源化を推進すること、町内において積極的な周知・啓発等を行い、ごみの減量化・資源化を推進すること、ライフスタイルの変化等に伴い、多種・多様化するごみを適切かつ効率的に処理するための施設運営を行うことを定めています。
- ・本計画においても、町民・事業者・町がお互いに協働しながら、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進し、持続可能な循環型社会の形成に向けていく必要があります。
- ・そこで、「循環型社会」を構築するため、基本目標を以下のように設定し、町民・事業者・町が一体となって取り組むことを目標とします。

基 本 目 標

～資源やエネルギーを大切にする循環型社会づくり～
未来につなぐみどり輝くまち

2.2 基本方針

- ・基本目標を達成するため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

○基本方針1「町民・事業者・町の協働によるごみ減量化・資源化の推進」

○基本方針2「環境負荷の少ない適正処理・処分の推進」

○基本方針3「リサイクルの推進」

3. ごみ処理基本計画の数値指標

- ・基本指標として3つの指標を定め、施策の進行状況の把握に努めます。
- ・ごみ排出量、リサイクル率は、「廃棄物処理法に基づく基本方針」（令和7年2月18日）と整合をとり、前計画に引き続き指標として設定します。
- ・最終処分については、前計画では「最終処分率」を設定していましたが、「廃棄物処理法に基づく基本方針」と整合をとり、「最終処分量」を指標として設定します。
- ・ごみ総排出量は生活系と事業系を合わせた総量での予測として指標としますが、本町のごみ排出特性として事業系ごみの比率が高いため、事業系ごみの排出削減を重点的に強化することで、ごみ総排出量の削減を目指す方針とします。
- ・3つの基本指標に加え、施策の検討と併せて目標とする指標の設定に努め、施策ごとの効果の評価に活用することを検討するとします。

表4 ごみ処理基本計画における3つの基本指標（案）

指標		単位	基準 R4 年度	中間目標 R12 年度	目標 R17 年度	考え方
①	ごみ排出量 (前計画から継続)	t/年	10,231	9,208 (10%削減)	8,698 (15%削減)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理基本方針（R7.2.18）と整合をとり、前計画に引き続き指標として設定。 ・【R12】上位計画である振興計画（更新中）の目標設定に準じ、基準年度から10%削減として数値を設定。 ・【R17】R12までと比較して、削減の傾きを2/3へする等緩めて数値を設定。
②	リサイクル率 (前計画から継続)	%	13.4	19.4 (6%増加)	23.1 (9.75%増加)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理基本方針（R7.2.18）と整合をとり、前計画に引き続き指標として設定。 ・国の循環利用率（20→26%）そのものを用いることは現実的ではない。 ・【R12】国の目標における増加割合（R4→R12：6%増加）を準用して数値を設定。 ・【R17】R12同様の増加率を準用して数値を設定
③	最終処分量 (前計画から変更)	t/年	1,063	925 (13%削減)	840 (21%削減)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理基本方針（R7.2.18）と整合をとり、前計画で指標としている最終処分率ではなく、最終処分量を目標として設定。 ・①②の目標と整合をとるよう数値を設定。

表5（参考）前計画目標値と実績値（令和6年度）との比較

	単位	実績		前計画目標年度 令和7年度	達成見込状況
		令和6年度			
人口	人	23,544		26,000（推計値）	—
ごみ排出量	t	10,261		10,346	達成見込
リサイクル率	%	13.0		17.0	未達成見込
最終処分率	%	11.3		9.0	未達成見込

- ・基本指標のうち、ごみ排出量の内訳を表6に示します。
- ・本町のごみ排出特性として事業系ごみの比率が高いため、事業系ごみの排出削減を重点的に強化し、事業系可燃ごみの削減および資源化を大幅に進めることで、ごみ排出量を削減する方針とします。
- ・生活系ごみについては、取組は着実に進んでいると考えられ、トレンド法による将来予測においても可燃ごみの削減および資源化が進む予測となっていることから、取組を継続することで、概ねトレンドに準じた可燃ごみの削減および資源化を見込んでいます。

表6 ごみ排出量の内訳

区分＼年度	実績		指標		予測(トレンド法)	
	R4(基準)	R6	R12	R17	R12	R17
行政区域内人口 (人)	24,191	23,460	21,500	21,000	21,500	21,000
年間日数 (日)	365	365	365	365	365	365
排出量 (t/年)	10,231	10,261	9,208	8,698	10,454	10,632
生活系ごみ (t/年)	4,956	4,744	4,238	4,092	4,289	4,174
可燃ごみ (t/年)	3,586	3,431	3,082	2,972	3,155	3,085
不燃ごみ (t/年)	195	189	143	130	143	130
資源物 (t/年)	1,040	974	881	859	859	829
粗大ごみ (t/年)	135	150	132	130	132	130
事業系ごみ (t/年)	5,275	5,517	4,970	4,606	6,165	6,458
可燃ごみ (t/年)	4,989	5,193	4,190	3,522	5,823	6,103
不燃ごみ (t/年)	54	64	64	65	64	65
資源物 (t/年)	184	218	673	977	235	249
粗大ごみ (t/年)	47	41	43	42	43	42

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

4. ごみ処理基本計画の体系

- ・基本方針：前計画を踏襲しています。
- ・数値目標：前頁のとおり設定しています。
- ・重点施策：以下のとおりとしています。
 - ・前計画を踏襲した施策（黒文字）
 - ・前計画を踏襲しながら一部追記した施策（青文字）、
 - ・近年の動向や現状の課題等を踏まえ前計画から追加した施策（赤文字）

<p>基本方針</p> <p>(1) 町民による取組 リサイクルの推進</p> <p>(2) 環境負荷の少ない適正処理・処分の推進</p> <p>(3) 事業者による取組 町の協働によるごみ減量化・資源化の推進</p>	<p>目標（令和17（2035）年度）</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみ排出量：8,698t/年・リサイクル率：23.1%・最終処分量：840t/年
	<p>重点施策</p> <ol style="list-style-type: none">1. 町による取組<ul style="list-style-type: none">① 啓発活動の充実② 事業者に対する減量化・資源化指導の徹底③ ごみ処理手数料の継続④ 容器包装廃棄物等の排出抑制、リユース容器の利用促進⑤ 粗大ごみのリユース事業⑥ 分別の徹底⑦ リチウムイオン電池等の適正処理⑧ プラスチックの資源化促進⑨ 使用済み紙おむつへの対策⑩ 植物性食用油の資源化促進⑪ 生ごみの減量化・資源化促進へ向けた支援⑫ 食品ロスの削減⑬ 観光分野との連携⑭ ごみ組成調査時期の追加・変更検討⑮ 適正処理困難物・有害化学物質への対応⑯ 効率的な収集・運搬体制の検討⑰ 家庭用資源ごみリサイクルステーションの設置検討⑱ 町の率先した取り組み・体制の充実2. 町民による取組<ul style="list-style-type: none">① 分別の徹底による資源化の推進② 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用促進③ プラスチックごみの削減④ 生ごみの減量化⑤ 食品ロスの削減3. 事業者による取組<ul style="list-style-type: none">① 発生源における排出抑制② 町との連携③ 容器包装廃棄物の削減④ 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用促進⑤ 食品ロスの削減⑥ 分別の徹底による資源化の推進
	<p>収集・運搬計画</p>
	<p>中間処理計画</p>
	<p>最終処分計画</p>
	<p>ごみ処理施設の整備に関する事項</p>
	<p>その他の廃棄物対策</p>

5. ごみ処理基本計画の重点施策について

- ・主な変更点とその経緯等は、次のとおりです。
- ・なお、ここでは主な変更点を抜粋し、経緯等を記載するに留めています。取組については計画（案）本編を参照ください。

5.1 町による取組

○事業者に対する減量化・資源化指導の徹底

- ・店頭回収の実施や再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。また、レジ袋の削減に協力を要請します。特に多量排出事業者に対しては、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画を推進するために必要な助言や指導を行います。
- ・本取組により、主に事業系可燃ごみの削減および資源化促進に寄与します。

○粗大ごみのリユース事業

- ・クリーンステーション那須に持ち込まれた粗大ごみのうち機能の失われていないものをリユース品として提供する事業を検討します。
- ・これにより、資源の有効活用及びごみの減量化の促進につながることが期待されます。

○リチウムイオン電池等の適正処理

- ・リチウムイオン電池等の適正処理が求められています。
- ・リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時に発火する火災事故が全国で多発しています。
- ・町では現在、リチウムイオン電池について、他の電池と共に「有害ごみ」として、「透明袋へ入れて出す」もしくは「販売店のリサイクルボックスを利用する」としています。
- ・広域クリーンセンター大田原においては、燃やせるごみの中にリチウムイオン電池が混入していた事例も報告されており、火災事故を未然に防ぐために町民や事業者に対し分別排出の周知を引き続き行います。

○プラスチックの資源化促進

- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチックごみの削減が求められています。
- ・現在、町から排出されるプラスチック類のうち、ペットボトル、白色トレイ、その他容器包装プラスチック（廃プラ）は資源物として回収し、資源化しています。また、製品プラスチックは可燃ごみとして焼却していましたが、令和5年度に実証実験を行い、令和6年度から粗大ごみとして搬入されたものから一部分別回収を実施しています。今後はプラスチック資源循環に係る国内外の動向も踏まえ、製品プラスチックのステーション回収・資源化への拡大等、より一層取組を強化していきます。
- ・また、製品プラスチックのステーション回収を開始した際は、分別ルールの改定の周知を徹底します。
- ・本取組により、主に事業系および生活系の可燃ごみの削減および資源化促進に寄与します。

○使用済み紙おむつへの対策

- ・超高齢社会となり、病院、老人ホーム等からまとめて排出される紙おむつは、今後も増加していくことが予想されます。
- ・他市町の事例を踏まえ、広域クリーンセンター大田原や大田原市とも協議しながら、リサイクル事業の実現可能性を検討します。
- ・本取組により、主に事業系可燃ごみの削減および資源化促進に寄与します。

○生ごみの減量化・資源化促進へ向けた支援

- ・那須町生ごみ処理機器設置事業補助制度として、生ごみ処理機器等を購入した町民に補助金を交付しています。今後とも導入が進むよう周知に努め、ごみの減量化・資源化を促進するとします。
- ・本取組により、主に生活系可燃ごみの削減および資源化促進に寄与します。

○食品ロスの削減

- ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について」等により、食品ロスの削減が求められています。
- ・那須町社会福祉協議会では、「ミニフードバンク事業」や「おもいやり食料品等配布会」が実施されています。こうした活動と連携して、福祉の向上とごみ対策を同時に促進します。
- ・また、国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について」に基づき、町内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこととしています。これを踏まえ、町においても表 に示すような施策を含む食品ロス削減推進計画の策定を検討します。
- ・本取組により、主に事業系および生活系の可燃ごみの削減および資源化促進に寄与します。

表 7 食品ロスの削減に向けた施策

施策	内容
食品ロス・食品廃棄物の削減対策の検討	可燃ごみに未利用食品、食べ残しがどの程度含まれているかを調査し、町に沿った対策を検討します。併せて、意識調査の実施を検討します。
生ごみ等の資源化方法の調査	先進的な生ごみ等の資源化方法を調査し、導入できるか検討します。
食材を無駄にしないレシピ、食ロスゼロレシピの紹介	「食材をできるだけそのまま使用すること」または「調理時に発生した廃棄部分を再利用すること」の方法で、なるべくごみが出ないように工夫したレシピを紹介します。
フードバンク活動の紹介	品質に問題がないものの市場での流通が困難な食品や、賞味期限前に廃棄されてしまう食品などの寄付を受けて生活困窮者や施設・団体に提供し、支援に役立てる活動を紹介します。
フードドライブなどへの寄付	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄附する活動です。イベントの開催時にフードドライブの実施を検討し寄付を募ります。
教育・啓発	施設見学会やごみに関する講座を開催する際に、給食の食べ残しを減らすように啓発します。

○観光分野との連携

- ・観光分野との連携による施策が重要と考えます。
- ・観光分野（観光商工課、観光協会、宿泊施設や飲食店等の事業者）と連携し、持込みごみの削減

やごみ持帰り、リユース品の推奨、食品ロス対策等の呼びかけを観光客へ向けて積極的に行う等の対策のほか、宿泊税を財源としたごみの削減プログラムの実施も検討し、観光由来のごみの発生抑制を図ります。

- ・近年、持続可能な観光の実現を目指す「サステナブルツーリズム」への注目が高まっています。本町において観光分野におけるごみ対策に率先して取り組むことで、地域の魅力向上につながることも期待されます。
- ・観光由来のごみに関する対策効果の評価のため、基本指標として設定した三つの指標に加え、観光客入込数当たりの事業系ごみ排出量等、観光人口を盛り込んだ指標を設定し、効果の検証や進捗管理に活用することを検討します。
- ・本取組により、主に事業系可燃ごみの削減および資源化促進に寄与します。

○ごみ組成調査時期の追加・変更検討

- ・より効果的な施策検討を行うため、ごみ組成調査の追加又は時期の変更を検討します。
- ・現在、ごみ組成調査は1、2月に実施していますが、観光人口が多い時期や観光客の季節変動が考えられる時期における実施を検討します。

○家庭用資源ごみリサイクルステーションの設置検討

- ・資源物の拠点回収として、家庭用資源ごみリサイクルステーションの設置を検討します。
- ・町では通常2週間に一度しか出せない資源物について、毎日出せる環境を設けることで、可燃ごみに出しがちなダンボールや雑誌を、資源として回収し、資源化の促進につながることが期待できます。
- ・本取組により、主に生活系可燃ごみの削減および資源化促進に寄与します。

5.2 事業者による取組

○発生源における排出抑制

- ・排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ライフサイクルの上流部分でのごみの発生抑制に取り組みます。
- ・発生抑制の取組に当たっては、町とも連携して先行事例の情報収集等を行いながら発生形態の特徴に応じた効果的な対策を検討します。

○町との連携

- ・観光由来のごみの削減等について、町及び事業者による調査結果や情報を持ち寄り、産業の発展や地域の魅力向上と併せたごみ削減対策について町と連携して取り組みます。

○容器包装廃棄物の削減

- ・過剰包装を自粛し、再使用・再生利用しやすい素材や形状の包装を推奨するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生を抑制します。
- ・流通容器に関しても、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通容器包装廃棄物の発生を抑制します。

○使い捨て品の使用抑制、再生品の使用促進

- ・トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。

○食品ロスの削減

- ・食品小売業では、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商習慣を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法の工夫などに努めます。
- ・外食産業では、少量メニューの提示、メニュー・盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合のメリットの付与等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組むものとします。あわせて、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努めます。

○分別の徹底による資源化の推進

- ・分別を徹底し、ごみの減量化・再生利用に努めます。
- ・なお、事業所等から排出されたビン類については本町では事業系一般廃棄物とみなして処理を行ってきましたが、原則として「産業廃棄物」に分類されるため、令和8（2026）年4月からはクリーンステーション那須での受け入れを行わないこととしています。事業者においてはこれを認識し、適正処理を徹底します。

6. ごみの分別区分について

- ・製品プラスチックを追加し、「直接搬入（有料）」として記載します。また、今後、ステーション回収の実施について検討を行うとします。

7. 生活排水処理基本計画について

7.1 生活排水処理基本計画の基本目標

基 本 目 標

みんなが環境を大切にするまち

7.2 生活排水処理全般における課題・基本方針

- ・生活排水処理率は、令和5年度において81.0%であり、全国平均の90.7%や栃木県平均の87.0%を下回っています。
- ・そのため、生活雑排水の適正処理の必要性について啓発を行うと共に、合併処理浄化槽補助制度を活用し、合併処理浄化槽への切り替えと適正な維持管理の推進に努めるとします。

7.3 生活排水処理基本計画の数値目標

- ・生活排水処理形態別人口の目標は、本町の「生活排水処理構想」を基に、表8のとおり設定します。

表8 生活排水処理基本計画における目標（案）

指標	単位	実績 R6年度	中間目標 R12年度	目標 R17年度	考え方
① 生活排水処理率	%	83.4	84.9	86.2	<ul style="list-style-type: none">・【R17】本町の生活排水処理構想（R4年度見直し）におけるR17年度（中期的目標年度）目標より、生活排水処理率を設定。・【R12】R6年度実績と生活排水処理構想のR17年度目標86.3%を直線で結んだ際の、R12年度の値。